

質問要旨

一 D I O ジャパン問題について

1 今後の見通しについて

答

弁

株式会社D I Oジャパンの関連子会社である県内のコールセンターの離職者については、今月二日現在、にかほコールセンターで四七名、羽後コールセンターで一〇名が、なお求職中であり、再就職を希望している方々に対しては、引き続き、にかほ市や羽後町、秋田労働局と連携しながら、求人開拓や企業とのマッチングなど、再就職支援に努めてまいります。

また、未払賃金については、にかほコールセンターで一・二・二名分の給料、約五、一〇〇万円、羽後コールセンターで一八名分の給料、約六三五万円となっておりませんが、今般、未払賃金立替払制度が適用されることとなり、現在、請求手続きが進められております。

なお、立て替え払いを行っている労働者健康福祉機構では、請求から一カ月以内に支払うよう努めて

おり、手続きが順調に進めば、来月中旬までには支払われる予定と聞いております。

基金事業に係る市町委託事業については、国から、全国の関係自治体に対し、不適正事案を調査の上、D I O ジャパン本社及び関連子会社へ請求すべき返還額を確定するよう要請があり、現在、にかほ市と羽後町では、疑義のある事項や返還額等を精査しているところであります。

県としましては、市町委託事業に係る各事案の取扱いについて、引き続き、国と協議をしながら、両市町の作業をサポートしてまいります。

質 問 要 旨

一

2 誘致の経緯について

答 弁

平成二十三年十月、TDKの生産拠点再編の発表があり、大量の雇用調整が見込まれていたことから、にかほ地域等における雇用対策として、業界全体が拡大基調にあって多くの雇用が期待できるコールセンターの誘致に取り組んだものであり、にかほコールセンター仁賀保事業所を、平成二十四年十月に、同象潟事業所と羽後コールセンターを平成二十五年三月に、県の誘致企業として認定しております。

認定に当たっては、にかほ市や羽後町と、本社や関連子会社等を訪問し、業況や今後の事業展開等についてヒアリングしたほか、DIOジャパン本社から提出された決算書類や事業計画等に関する分析に加え、顧客情報や将来の見通しなど十分に把握しきれない情報を補完するため、企業信用調査を実施しております。

こうした誘致認定までの調査結果を概括的に申し

上げますと、D I O ジャパンは、コールセンター業務への本格参入後間もないことから、財務基盤の脆弱さが懸念されましたが、ホテルの宿泊予約業務等の積極的な拡大により、平成二十三年からは単年度収支が黒字に転換しており、また、先行していた事業所においても支障なく業務を遂行している状況にありました。

県としましては、このような現地調査や財務状況の分析等を総合的に判断し、誘致企業として認定したものであります。

質問要旨

一

3 類似事案の再発防止について

答 弁

誘致認定においては、資本金額や業種別の投資額、雇用人数等の要件を確認するとともに、企業訪問による代表者等からのヒアリングや決算関係書類などによる財務分析に加え、県内に立地する際の投資、財務、労務等の事業計画を総合的に判断して行うこととしております。

なお、企業信用調査は、こうした判断のための調査を補完するものであり、認定に当たっては、調査結果の格付けランクや点数をもって一律に線引きするのではなく、企業の成長性等も勘案しているところであります。

DIOジャパンは、地域の雇用を確保する企業として大きな期待をし、誘致したのですが、結果として、給料の未払いや大量の離職者等が発生する事態に至ったことは、誘致認定に際しての調査や分析が十分でなく、また、誘致後のフォローアップが手

薄であったものと受け止め、深く反省しております。
今後、二度とこうしたことがないよう、市町村と連携し、関連会社や業界の周辺情報も含めた幅広い情報収集や、企業代表者・経営幹部との徹底した協議を行うとともに、収集した情報に基づき、庁内関連部署と連携した分析・評価を実施するなどにより、県としての企業分析力の強化を図ってまいります。

さらに、企業訪問専門員等による企業訪問を一層強化し、誘致後の企業の動向について、きめ細かなフォローアップを行ってまいります。

質 問 要 旨

二 中小企業振興策について

1 条例施行後の取組状況について

答 弁

中小企業振興条例の推進については、六月十二日に中小企業者や関係団体等で構成される「中小企業振興委員会」を設置し、情報共有や意見交換を行う体制を確立するとともに、その普及啓発を図るため、各種団体への出前講座等を行っているほか、七月下旬からの一カ月間を「中小企業月間」と定め、イベント等の開催を通して、条例の趣旨や関連施策等の積極的なPRに努めているところであります。

こうした中、中小企業支援の重要な役割を担う各商工団体では、相談事業を積極的に展開しており、前年度を上回るペースで相談が寄せられているほか、この四月に、秋田商工会議所に設置された「事業引継ぎ支援センター」では、これまで六六社からの事業承継に関する相談に対応するなど、各商工団体では、条例制定を契機として、中小企業者に対する支援の強化を図っております。

また、競争力強化に向けた新たな取組を支援する「がんばる中小企業応援事業」の一回目の募集において、製造業一八社のほか、非製造業九社の二七社が採択されるなど、多様な県内中小企業が、新たな事業展開に向け、意欲的に取り組んでおります。

今後は、商工団体や企業から要望のあった、国や県の助成制度をわかりやすく紹介した資料を今月中に配布するとともに、この九月から新たに配置した四名の中小企業振興コーディネーターを活用しながら、関係団体との連携を一層強化し、引き続き、施策の丁寧なPRに努めてまいります。

質 問 要 旨

二

2 コネクタ―ハブの育成・支援について

答 弁

人口減少等により地方の経済マーケットが縮小する中、国では、膨大な数の企業間取引データ、いわゆる「ビッグデータ」に基づき、圏域内外の企業を結びつけ、取引関係で重要な役割を担う企業を「コネクタ―ハブ」として選定するとともに、地域経済の産業構造を分析するシステムを開発し、これを地域の活性化に役立てようと検討を進めております。

県では、これまでも、蓄積した企業活動に関わる情報をもとに、企業間の技術連携や異業種間の交流を図るとともに、新技術の開発に向けた研究会等の発足や機械金属工業会をはじめとする工業団体の創設などを通して、販路や取引の拡大などの支援に取り組んできております。

こうした取組に加え、地域経済の牽引に大きな役割を果たす中核企業の育成を図るため、平成二十二年度から、「ものづくり中核企業創出促進事業」を

実施し、成長分野で業績拡大が見込まれる五五社の
県内企業を中核企業の候補として認定しております。

この事業は、認定した県内企業に対し、技術開発
等の芽出しから経営基盤の確立に至るまで総合的な
支援を行うもので、企業間連携や雇用の創出、受注
拡大などにつながっており、重層的な産業構造への
転換を図る、県の重要施策の一つとなっております。

国が目指していることは、地域経済の実態を明ら
かにし、製造業のみならず産業全体を効果的に活性
化するという新たな取組であり、県としましては、
検討の行方を注視しながら、その成果等を今後の施
策の立案に活用してまいりたいと考えております。

質 問 要 旨

三 観光振興に向けた取組について

答 弁

北秋田エリアにおいては、体の不自由な方やペット同伴の方も含め、森吉山を一年中楽しんでいただきたいという新たなコンセプトのもと、北秋田市と協働して、「まるごと森吉山観光振興プロジェクト」に取り組んでおります。

また、「県立北欧の杜公園」は、オートキャンプ場やパークゴルフ場等のレジャー施設、さらには、ペット同伴で楽しめるドッグランなどが整備されており、地域住民を中心に利用されております。

今後は、こうした特長を県民の皆様幅広く知っていただきながら、これまで以上の利用につながるよう、周辺市町村や地域の方々と協働し、本公園を活用した地域イベントを開催するとともに、「まるごと森吉山観光振興プロジェクト」等と連動しながら、県内流動の促進に取り組んでまいります。

また、今年七月にオープンした「くまくま園」は、環境教育の面に加え、地域活性化の一端を担う集客

施設としても広くPRしていくこととしており、内陸線の利用促進も含め、本エリアを訪れた方々が、少しでも長く、楽しい時間を過ごすことのできる観光地づくりを進めることとしております。

一方、台湾や韓国をはじめとしたアジアからの観光誘客にも力を入れており、特に、台湾トップセールスには、四年連続で北秋田市長も同行し、精力的に航空会社や旅行会社を訪問しております。

この結果、内陸線の体験乗車や森吉山の樹氷鑑賞などには、台湾の旅行会社の多くが取り組んでおり、内陸線における台湾団体客の乗車人数は、昨年度、六、四〇〇人を超えております。

こうした取組のほか、隣接する田沢湖・角館エリアや白神エリア等との連携を強化しながら、森吉山を核とした北秋田エリアにおける広域観光の振興を図ってまいります。

質問要旨

四 民間活力を活用した経済振興について

1 海外への売り込み強化について

答 弁

人口約九、〇〇〇万人のベトナムは、平均年齢が三〇歳弱と、勤勉で良質な若年労働力に恵まれていることを背景に、製造業を中心とした国外からの投資により、急速に経済を発展させてまいりました。

こうした経済成長に伴って消費需要も増大しており、旺盛な需要を取り込もうと、イオンに代表されるような進出企業が現れているものと考えております。

ベトナムに進出している本県関連企業は、現在、一二社ほどですが、今回、ヴィンフック省や現地大手金融機関を訪問し、本県企業のビジネスチャンス拡大について、広く協力していただけることを確認してまいりました。

今後、県内企業のベトナムでの事業展開については、こうした協力体制を活かしながら、商工団体やジェットロなど、関係機関との連携のもと、積極的に

支援してまいります。

また、本県の農産物や食品等の海外への売り込みについては、商談会等への参加支援やバイヤー招へのほか、現地百貨店での秋田フェアの開催などに取り組んでいるところであり、今後は、ソーシャルネットワークキングサービス等を活用するなど、より効果的な実施に努めてまいります。

ベトナムをはじめとした東南アジア諸国は、富裕層や中間層が拡大し、消費市場としての魅力が増してきていることから、タイ・バンコクに開設した経済・観光交流連絡デスクを活用するとともに、こうした客層に大きな集客力を持つ現地量販店などの協力を得ながら、引き続き、販路拡大に努めてまいります。

質問要旨

四

2 大型商業施設について

答 弁

「第2期プラン」においては、今後成長が見込まれる新エネルギー産業や輸送機産業等への県内企業の参入や、本県の産業をリードする企業の誘致を進めるほか、中小企業の意欲的な取組に対する支援を強化するなど、民間活力を喚起するための施策を積極的に推進することとしております。

しかしながら、新たな大型商業施設の建設については、投資効果の面のみならず、住民生活や、既存の事業者も含めた域内経済への大きな影響を考慮するとともに、地元自治体の街づくりに関する方針との整合性も図る必要があります。

一般論として申し上げますと、人口減少社会においては、域外出荷を中心とする製造業と異なり、特に商業分野では、ゼロサムゲームの論理の中で、寡占化の問題が無視できないものとなります。

また、街づくりの面において、行政や医療・福祉、

商業など、生活に必要な各種サービスを効率的に提供していくためには、都市のコンパクト化や各地域のネットワーク化を図り、圏域人口を確保しながら、これらの都市機能を維持していく必要があると考えております。

街づくりを進めるに当たり、こうした見地から、どのような街の形が最適か、ということについては、市町村がそれぞれの地域の実情に応じて、暮らしやすく、活力と魅力のある街となるよう住民と真摯な議論を重ねることが大切であると考えております。